

改正廃棄物処理法等が成立

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が4月21日参院本会議で可決、成立了。今回の廃棄物処理法の改正は①国の役割の強化による不適正処理事案の解決、②廃棄物処理施設を巡る問題の解決、③罰則の強化などによる不法投棄の撲滅、を目的としたもので、①は大規模かつ緊急な処置が必要な不法投棄現場に対し

て国は積極的に関与し、関係都道府県に必要な指示をすること等、②はRDF発電施設等で事故が発生した場合の措置等を定めたこと等、③は硫酸ピッチの不法投棄者に対する罰則の強化等、を行うものである。

この法案成立に際しては、衆議院、参議院共、それぞれの附帯決議が付されている。